

出展規定

1 小間位置の決定、小間譲渡等の禁止

1. 小間位置については出展物の内容・形状・申込順位・小間数・会場構成等を総合的に勘案し、事務局で決定いたします。小間位置は出展者へ個別に発表します。
2. 割り当てられた小間の一部または全部を事務局の承諾なしに譲渡、または貸与することはできません。また、転貸、担保に供することを禁止します。

2 支払い日と支払い方法

出展申込の受付確認後請求書を発行しますので、請求書記載の振込期限までにお支払いください。
出展申込書に「支払い予定日」を明記してください。振込の場合には下記のいずれかの銀行にお願いします。

口座名 (株)日刊工業新聞社					
●りそな銀行 東京営業部	当座	656007	●三菱東京UFJ銀行 神保町支店	当座	9000445
●みずほ銀行 九段支店	当座	21049	●三井住友銀行 神田支店	当座	1023771

出展契

4 出展物の管理保全

1. 事務局は管理者として注意を持って会場全般の管理にあたります。ただし、各出展物の管理は出展者が自己の責任と費用にて行ってください。
2. 事務局は出展物の盗難・紛失・損傷・火災・その他天災地変等を原因とする出展物の損害に対しての一切の補償責任を負いません。従って出展者は出展物に保険を付すなどの措置をとるように配慮してください。

5 危険物等の持ち込み

1. 引火性・爆発性の危険物の持ち込みを禁止します。また、その他消防法に定められる危険物・裸火を使用する物については所轄消防署の承諾を受けた物以外は持ち込みを禁止します（危険物の持ち込みの解除条件等については出展者説明会にてご説明いたします）。
2. 主催者の承諾を得られなかったもの、関連法令に抵触するおそれがあるもの、および公序良俗に反する物の持ち込みを禁止します。

6 実演上の注意・事故防止

1. 出展物の実演は自由ですが、はなはだしい音響・発煙・発光・臭気を伴うもの、または危険を伴う実演は中止を願うことがあります。
2. 実演によって生じた生ゴミ・展示廃棄物は出展者が処理してください。会場内に廃棄しないようにお願いします。
3. 出展者は搬入出、展示、実演にあたり最善の注意を払い事故防止に努めてください。また、出展者は万全の処置を講じ、責任者の常駐をお願いします。主催者自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

7 原状回復

1. 出展者は、本展示会の会期終了後、所定の搬出期間を経て出展小間を原状に回復しなければなりません。ただし、出展者が原状回復工事を行わない場合は、主催者において同工事を行い、その費用は出展者が負担するものとします。
2. 出展者が出展小間の明け渡し後、出展者の残物がある場合、主催者により当該の出展者へ連絡した後、残物を処分できることとします。また、その処分にかかる費用については、出展者が負担するものとします。

8 各種工事の諸経費の負担

1. 小間内照明および実演に要する電気料ならびに配線工事費は出展者の負担となります。
2. 電気使用申込、使用料金規定などの詳細については出展者に個別に通知いたします。
3. 小間内に給排水・エア・ガス・臨時電話が必要な出展者は事務局へお問い合わせください。
4. 実演等に使用する給排水・エア・ガス・臨時電話料金は出展者の負担となります。

9 立ち入り点検

1. 主催者および展示会の警備・防災担当協力は、防火、防災対応のため必要と認められた際は、出展者の了解の上、小間内を点検することができます。
2. 搬入時、および会期中、主催者は防火・防災担当の管轄の行政指導により小間内を点検いたします。出展者が点検時に行政指導を受けた場合は、速やかにその指導に従うこととします。

10 展示会開催の延期・中止について

1. 主催者は天災などの不可抗力により、展示会開催が困難と判断した場合、展示会の開催を延期または中止することがあります。また、その際に生じた損害について主催者は責任を負わないものとします。
2. 主催者は当初予定の目的（開催規模、来場動員目標等）を達成できないと判断した場合、展示会を中止することが出来るものとします。また、その際に生じた損害について主催者は責任を負わないものとします。